

令和2年 第2回

甲斐市農業委員会議事録

令和2年2月25日

1 日 時 令和2年2月25日(火) 午後2時～

2 場 所 敷島総合文化会館 2階 研修室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件
報告第3号 和解の仲介による委員指名の件
議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請の件
議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件
議案第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件(中間管理事業)
議案第10号 甲斐農業振興地域整備計画の変更の件

4 欠席委員 9番 齋藤 一明 委員、10番 窪田 眞己 委員、17番 坂本 文尚 委員

5 議事録署名委員 16番 小宮山 賢太郎 委員、18番 神澤 安行 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 箭本 太

農業委員会事務局庶務係 高須 秀樹

農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文

農業委員会事務局庶務係 藤井 想

7 閉 会： 午後3時9分

【事務局長】 それでは定刻となりましたので、令和2年第2回の総会を始めさせていただきます。

始めにあいさつを交わしたいと思いますので、その場でご起立をお願いします。

相互に礼。

ご着席ください。

続きまして、内藤副会長より開会のことばをお願い致します。

【内藤副会長】 (あいさつ)

それでは令和2年第2回の農業委員会を開会したいと思います。よろしくご審議お願い致します。

【事務局長】 ありがとうございます。

続きまして、今村会長よりご挨拶をいただきます。

会長よろしくお願ひします。

【議長（会長）】 (あいさつ)

それでは座って議事の方を進めて参りたいと思います。

本日の出席委員は16人です。定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

(日程第1
議事録署名委員の
指名)

【議長】 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、16番小宮山委員と18番神澤委員を指名致します。

(日程第2
会期の決定)

【議長】 日程第2、会期の決定を致します。
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございま

	<p>せんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>【議長】 異議がありませんので、本日1日と決定致します。</p>
<p>(日程第3議事) (報告第2号)</p> <p>【議長】</p> <p>【事務局】</p> <p>【議長】</p>	<p>それでは議事に移ります。</p> <p>報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を上程致します。</p> <p>事務局に番号1番～4番の説明を求めます。</p> <p>はい、議長。</p> <p>資料1ページをお願いします。農地法施行令第10条第1項の規定により農地転用届出がありました。甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分を致しましたので報告します。</p> <p>はじめに番号1番、地図は1ページをお願いします。</p> <p>●●番地、地目田、面積71㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転で敷地拡張のための届出が出ています。こちらは追認案件となっております。</p> <p>続きまして番号2番、地図は2ページをお願いします。</p> <p>●●番地、地目田、面積733㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに使用貸借で自己用住宅にするための届出が出ています。こちらは孫の夫になります。</p> <p>続きまして番号3、地図は3ページになります。</p> <p>●●番地、地目畑、面積1,884㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により宅地分譲7区画にするための届出が出ています。</p> <p>続きまして番号4番、地図は4ページになります。</p> <p>●●番地、地目田、面積396㎡他1筆合計398.27㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により自己用住宅するための届出が出ています。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p>

この案件につきましては報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、本件の報告を終了致します。

(報告第3号)

【議長】 次に報告第3号、和解の仲介による委員指名の件を上程致します。事務局に説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料にはありませんが、和解の仲介になります。

農地法第25条第1項に農業委員会は「和解の仲介の申立てがあったときは、和解の仲介を行う」とあります。

今回の事件は、●●地内で50～60年前に口頭で数筆の農地を交換しましたが、所有権移転をしておりませんでした。面積が双方とも合計でそれぞれ約3,000㎡ということで小作料は無償であったとのこと。その後双方が亡くなり、それぞれ子が相続しております。

その内の1筆が今回、用地買収の対象となることから争いが生じ、和解の仲介の申し立てがありました。

同条第2項に「農業委員会による和解の仲介は、農業委員会の委員の内から農業委員会の会長が事件ごとに指名する3人の仲介委員によって行う」と規定されております。

会長から3名の仲介委員を指名していただき、和解に向けて当事者から意見の聴取等を行い進めていくこととなります。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上でございます。

それでは私の方から仲介委員について指名をさせていただきます。

私と6番飯室委員、16番小宮山委員を指名致します。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】	<p>ないようですので、3名の仲介委員と事務局において和解の仲介の手続きを行います。</p> <p>以上で本案件の報告を終了します。</p>

(議案第5号)	
【議長】	<p>次の議案に移ります。議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請の件を上程致します。</p> <p>事務局に番号2番の説明を求めます。</p>
【事務局】	<p>はい、議長。</p> <p>資料2ページをお願いします。番号2番、地図は5ページになります。</p> <p>●●番地、地目畑、面積70㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が出ています。譲受人の経営面積は3,018㎡で、下限面積の30aを満たしております。所有している農機具は、トラクター、田植え機、耕うん機、脱穀機各1台で、申請地で野菜の作付けを予定しています。通作距離は100m、徒歩5分で、写真は西側から撮影したものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
【議長】	<p>事務局の説明が終わりました。現地調査の報告につきまして、4番大木委員にお願い致します。</p>
【大木委員】	<p>4番大木です。</p> <p>18日に事務局の方と現地を見に行きまして、譲渡人は労働力不足ということで譲受人に譲り、農地拡大ということです。ご審議よろしく申し上げます。</p>
【議長】	<p>次に石川推進委員に意見を求めます。</p>
【石川推進委員】	<p>推進委員の石川でございます。</p> <p>大木農業委員の報告のとおり、何ら問題はないと考えております。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
【議長】	<p>これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。</p>

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。番号2番を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可することと決定致します。

続いて事務局に番号3番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

続きまして番号3番をお願いします。地図6ページをお願いします。

●●番地、地目畑、面積490㎡他4筆合計2,955㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに地上権設定のための許可申請が出ています。

営農型太陽光発電施設の設置者が農地の空中に地上権を設定するための許可申請です。後ほど上程される議案第7号、番号5番の農地法第5条の一時転用と関連がありますので、同時にご審議をお願いします。

以上です。

【議長】 只今、事務局から説明がありましたとおり、この案件につきましては、この後上程を致します議案第7号、農地法第5条、許可申請の案件に係るものになりますので、併せて審議することと致します。

(議案第6号)

【議長】 それでは次の議案に移ります。

議案第6号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号1番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料の3ページをお願いします。番号1番、地図は7ページになります。

●●番地、地目田、面積133㎡を、●●番地、●●さんが自己用住宅にするための許可申請が出ています。

申請地は集落接続があり、住宅等が連たんする区域で第3種農地と判

断することができます。申請書に添付された事業計画書、資金証明書、土地改良区意見書等から問題はないと考えられます。また隣接農地はありません。

補足説明になります。建築面積は 59 m²、給排水は東側の上下水道本管に接続の予定です。写真は西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

次に現地調査の報告につきまして、1 番花田委員にお願い致します。

【花田委員】

はい。

去る 18 日に事務局、会長、推進委員さんと調査を致しました。何ら問題はないかと思しますので、よろしくご審議をお願いします。

【議長】

次に興石推進委員に意見を求めます。

【興石推進委員】

はい、推進委員の興石です。

花田委員と同じく、何ら問題はないと思います。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【山本委員】

3 番山本です。

この場所は今、コンクリート工事をしているのですが、問題はないですか。

【事務局】

はい。

こちらですが、写真でいいますと奥の方が斜めになっていまして、水路があります。そちらの土留め部分だけをやっておりまして、写真を撮った時に土が盛られてしまっているのですが、建築工事自体は始めようとしていたのですが注意をしました。水路に接する部分の土留め工事です。

【議長】

3 番山本委員。

【山本委員】

基本的にそういう状態は良いということですか。

【事務局】

はい。

厳密に言うと問題があるかもしれません。事前着工してしまった場合は経過理由書を付けてもらうこととなりますが、(工事の)看板を外してもらい、工事を止めるよう指導しております。

【山本委員】

議長。

やはり許可が出て、取り掛かるという。少なくとも審議をしている時は工事を止めるべきではないかと思います

これは意見です。

【議長】

おっしゃるとおりだと思いますので、その点は事務局も注意をしたということです。

よろしいでしょうか。

それでは番号1番を承認相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を承認相当とすることに決定致します。

続いて番号2番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

続きまして番号2番をお願いします。地図は8ページになります。

●●番地、地目畑、面積457㎡を、●●番地、●●さんが太陽光発電施設設置のための許可申請が出ています。

申請地は集落接続があり、住宅等が連たんする区域で第3種農地と判断することができます。申請書に添付された事業計画書、資金証明書、設備認定書、電気受給契約書等から問題はないと考えられます。また隣接農地は申請者本人の農地1筆のみです。

補足説明になります。全体の面積は1,085㎡で、その内農地は457㎡です。太陽光パネル360枚、589㎡を設置、1時間当たりの最大発電量は49.5kw。雨水は自然浸透で、周囲に高さ1.5mのフェンスを設置予定です。写真は北側と西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

次に現地調査の報告につきまして、6 番飯室委員にお願い致します。

【飯室委員】

はい、6 番飯室です。

18日に会長などと現地調査を行いました。この土地は荒れていて、住宅からかなり低い位置にあり、近隣には迷惑がかからない土地と思います。あと事務局で説明してもらったとおり、何も問題はないと思いますので、皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

【議長】

次に中村推進委員に意見を求めます。

【中村推進委員】

推進委員の中村です。

飯室委員さんの言うとおりで何も問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号2番を承認相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を承認相当とすることに決定致します。

(議案第7号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号5番につきましては先程の議案第5号、農地法第3条許可申請の番号3番に関連するものとなりますので、併せて審議を致します。

事務局に番号5番の説明をお願い致します。

【事務局】

はい、議長。

資料の4ページをお願いします。番号5番、地図は先程の6ページをお願いします。

●●番地、地目畑、面積 490 m²他 4 筆合計 2,955 m²の内、一時転用部分 1.25 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに賃貸借による一時転用で、営農型太陽光発電事業をするための許可申請が出ています。

先程の第 3 条でありましたが、地上権設定の許可申請が出ている案件と関連になります。

申請地は農振区域内で、一般基準については申請書に添付された、事業計画書、設備認定書、資金証明書、隣接耕作者の同意書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。農地所有適格法人の農地に太陽光発電事業者が地上権を設定し、発電事業を行うものです。パネルは 808 枚、面積 1,213 m²、高さ 3m の支柱を 282 本設置の予定です。パネルの下で柿の栽培を予定しています。転用期間は 3 年間で、発電量は 1 時間あたり最大で 49.5 kW です。写真は北西側と南西側、北東側から撮影したものです。

説明以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして 8 番雨宮委員にお願いを致します。

【雨宮委員】

8 番雨宮です。

2 月の 18 日に会長はじめ、事務局と現地調査を行ったところでございますが、この件につきましては昨年の 11 月の農業委員会に●●が●●さんという人からこの土地を買ったわけです。この時の理由は柿とアシタバを作るということで許可を受けたわけですが、日がそんなに経たないうちに今度はその土地を営農型の太陽光を設置するということで申請が出てきたということです。

これは事務局で受け付けたという経過もございますけど、法律に抵触しないということでしょうか、営農型太陽光発電の下に柿を作るといったものが本当に行われるかどうか、3 年間の許可があるのでしょうか、状況が農業委員会の事務局の方で管理できるのかという面が問題があるのではないかと思います。というのは既に営農型の太陽光発電というのは、竜王地区にもありますし、双葉地区にも既に許可になっていますが、実際には栽培されていない所がありますので、これはしっかり事務局の方で管理・監視していただきたいと思います。許可が合法的で法律に抵触しないのであれば、許可しないという訳にはいかないのですが、事務局の方で管理の方はよろしくお願いしていただきたいという意見を述べさせていただきました。

- 【議長】 次に荒川推進委員に意見を求めます。
- 【荒川推進委員】 推進委員の荒川です。
先程、雨宮委員から懸念がありましたが、私も同じように感じますので、それを事務局はしっかりと目を見張っていただくようよろしくお願い致します。
- 【事務局】 はい。
営農型太陽光につきましては、我々も懸念しているところがあります。とは言っても国としてOKであるということになっています。3年間の一時転用であります。毎年状況を報告してもらうようになっております。毎年やっっていなければ、指導することになります。3年間耕作をしていなければ、次の一時転用、更新はできませんということで、その点で指導していくこととなります。
- 【議長】 今、意見もありましたけど、そういう意味で営農型太陽光発電というのは、今後申請した柿なり野菜なりが作られるということが大きなポイントになるかと思っておりますので、皆さんの意見の反映を含めまして、我々農業委員も現地の確認をしていきたいと思っております。
- 質問ございますか。
- 【山本委員】 はい、3番山本です。
2点ほど。今柿の栽培ということで収量が1,123kg、10a、1反歩ということですが、この収量目標は果樹ですから、一転の3年の範囲の中では物がならないということですよ。相手が出してきている収量年はいつになっているかということ。一時転用は3年までしかできませんので、それを見込んで許可をしなければならぬということなので、そこを一つ聞きたいのと、もう1点はソーラーシェアリングですので、パネルと地面の高さ、柿の栽培なので農業委員会の方にはその建設の図面がきていると思うのですが、それを教えていただきたい。
- 【事務局】 はい。
計画書ありますが、(収量は)1年目から7年目までは0です。8年目以降に1,123kgの収穫ということで計画書の中に出ております。
パネルの高さになりますが、3.5mの高さで設置をするということに

なっています。

【議長】 3番山本委員

【山本委員】 ここで許可相当とするということは、この計画を履行するということをもって3年間の一時転用を農業委員会として許可するという解釈で、多分8年目からではないと物は穫れないということで、3回目の一時転用が出た後でないで収穫できないということです。それまでの確認となれば、既定の柿が植わっていて肥培管理がされているということを確認して、だめであればそこで農業委員会は切る（許可しない）という解釈でよろしいでしょうか。

【事務局】 はい。

おっしゃるとおりでございます。毎年報告をしてもらうのですが、写真も付けてもらい、場合によっては見に行くことにもなりますが、ちゃんと苗が植えられているか、雑草等がきちんと管理されているかということを報告の中でいただきまして、3年後に一時転用の更新となります。報告と更新を繰り返して、収穫できるかということを見ていきたいと考えております。

【議長】 その他質問等ございますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようです。議案第5号、農地法第3条許可申請の3番を条件付きで許可、それから議案第7号、農地法第5条第1項による許可申請の5番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を条件付きの許可及び許可相当とすることに決定致します。

続きまして、番号6番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号6番をお願いします。地図は9ページになります。

●●番地、地目畑、面積 642 m²の内 48 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに賃貸借による一時転用で、圃場整備工事のための事務所及び駐車場設置のための許可申請が出ています。

申請地は、農振地域で、一般基準については申請書に添付された、事業計画書、土地理由選定書、必要面積検討表、資金証明書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。農振区域内の農用地で、現場事務所及び駐車場 2 台分のための一時転用です。転用期間は許可日から令和 2 年 10 月 31 日までで、雨水は自然浸透の予定です。写真は南側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして 8 番雨宮委員にお願いを致します。

【雨宮委員】 はい、議長。8 番雨宮です。

現在●●地区の圃場整備の工事中でございまして、その圃場整備の工事を施工するのに事務所を設けることになっておりまして、この土地が一番近くてちょうど空いている所があったということでしょう。別に周辺に影響はないと思われますので、ご審議をお願いします。

【議長】 次に荒川推進委員に意見を求めます。

【荒川推進委員】 推進委員の荒川です。

何の問題はないと思います。よろしくをお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号 6 番につきまして許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、番号7番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

番号7番をお願いします。地図は10ページになります。

●●番地、地目畑、面積270㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、建売分譲1区画にするため許可申請が出ています。

申請地は、集落接続があり、住宅等が連たんする区域内で第3種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された、事業計画書、資金証明書、隣接耕作者の同意書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。建売分譲1区画の計画で、建築面積は69.3㎡、給排水は西側の上下水道本管に接続予定です。西側の建売分譲17区画がございまして、今回の開発を含めて開発許可を取り直しております。写真は西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告ですけど、私の担当地区になりますので、報告をさせていただきます。

写真見ていただいて分かりますように建売分譲住宅の端になっておりまして、ここだけぽつんと残り、周りは造成工事が進められておりまして、周りの農地との関係もございませんので、問題はないというふうに考えております。

続いて石川推進委員に意見を求めます。

【石川推進委員】

推進委員の石川でございます。

今村会長の報告とおり、問題はないと思いますのでよろしくご審議の程お願い致します。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号7番につきまして許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第 8 号)

【議長】 次の案件に移ります。
議案第 8 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。
事務局に利用権設定の番号 6 番～9 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。
資料の 5 ページをお願いします。番号 6 番、地図は 11 ページをお願いします。

●●番地、地目畑、面積 724 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに畑を 20 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。小作料は 10a あたり 22,100 円で、ブドウの作付けを予定しています。所有している農機具は S S、トラクター、動力噴霧器、脱穀機、管理機各 1 台です。

続きまして、番号 7 番、地図は 12 ページになります。

●●番地、地目田、面積 1,767 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに田を 3 年間、継続して貸し付ける計画が出されました。小作料は 10a あたり 5,660 円で、水稻の作付けを予定しています。所有している農機具はトラクター、コンバイン、田植え機各 1 台です。

続きまして、番号 8 番、地図は 13～16 ページになります。

●●番地、地目畑、面積 2,317 m²、次のページ 6 ページへ行きまして合計で 16 筆 9,796 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに畑及び田を 1 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。小作料は無償でブドウの作付けを予定しています。所有している農機具は S S、草刈り機、軽トラック、1.5 t トラック各 1 台です。

県外に住んでいる所有者は平成 28 年に相続しましたが、耕作ができないために、各方面に相談したところ、●●市の●●農園で働いている●●さんが耕作をするということで話がまとまったとのことでございます。今回の利用権設定になりました。

続きまして、番号9番、地図は17ページになります。

●●番地、地目田、面積491㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに田を3年間、継続して貸し付ける計画が出されました。小作料は無償で水稲の作付けを予定しています。所有している農機具はトラクター、田植え機、ハーベスター、バインダー、除草機各1台です。

説明は以上です。

【議長】 説明が終わりました。この案件につきましては利用権設定ですので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号6番～9番を承認することに決定致します。

(議案第9号)

【議長】 次に議案第9号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件、農地中間管理事業を上程致します。

事務局に利用権設定の番号1番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料の7ページをお願いします。地図は一番最後、18ページでございます。

番号1番、●●番地、地目畑、面積1,079㎡を、●●番地、●●さんが、公益財団法人山梨県農業振興公社に畑を9年9か月間、新規に貸し付ける計画が出されました。

公社の配分予定者は●●番地、●●さんで、小作料は全体で10,000円、ブドウの作付けを予定しています。●●さんの所有している農機具はトラクター、モア、SS、軽トラック各1台です。

公社と公社配分予定者は農地利用配分計画に基づきまして、令和2年4月1日から9年9か月間、貸し付ける計画となっています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましても利用権設定でありますので、特別問題がなければ、担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号1番を承認することに決定致します。

(議案第10号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

議案第10号、甲斐農業振興地域整備計画の変更の件を上程致します。事務局より説明をお願い致します。

農業振興地域整備計画につきましては、農林振興課農林総務係で行っておりますので、農林総務係の職員の入室を認めていただきまして、担当職員による説明をお願い致します。

【農林濃霧係
職員】

はい、議長。

それでは議案第10号、甲斐農業振興地域整備計画の変更の件を説明させていただきます。私は農林総務係の久保と申します。よろしくお願い致します。

今回の農振除外は昨年度に続きまして、経済情勢やその他の土地利用動向の変動等による必要性から実施するものでございまして、主な転用目的は、建売分譲、資材置場、個人用住宅、駐車場等でございます。

それでは、資料に基づきご説明させていただきます。A4判の頭に議案第10号とあるもので説明をさせていただきます。

資料1ページ、農業振興地域制度の概要でございます。1つ目のまるですが、優良農地を確保するために農地法と農振法によって農業振興を図る制度が設けられております。各県において基本方針を策定し農業振興地域が指定されます。これに基づいて各市町村は農業振興地域整備計画の策定を行っております。

2つ目のまるですが、市が策定する農業振興地域整備計画においては、優良農地について農用地区域として定めまして、今後の農業振興の基盤となるべき農用地等の確保を図っております。

3つ目のまるですが、経済情勢、その他の土地利用動向の変動等によ

り、やむを得ず農地転用を伴う農振除外を行う場合には、農用地区域以外に代替すべき土地がなく、かつ、農業上の効率的な利用に支障が生じないことが基本とすることとなっております。

次に農業振興地域整備計画の変更についてご覧ください。

1つ目のまるですが、市町村は必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならないと、農振法第13条第1項で定められております。

2つ目のまるですが、計画の変更の内、農振除外をするために行う農用地区域の変更は、次の5つの要件の全てを満たした場合に限り、変更することができる、農振法第13条第2項に定められております。下の①～⑤の全てを満たす場合に限って農振除外の見込みがあるということになります。

2ページをご覧ください。ここでは農業振興地域整備計画変更手続きでございます。①として農振除外の申し出の受け付けを行います。受付後、部内及び関係各課との打ち合わせ、その調整後に③としまして変更計画案を作成します。作成した後、④として県との事前相談で、この案の内容調整を行います。調整後、⑤としまして農業振興地域整備推進協議会にこの案を諮りまして、意見書聴取を行います。その後⑥として、変更計画案の縦覧を行い、縦覧後⑦としまして、異議申し出の受け付けを行います。その後⑧として、県との本協議、⑨として県の同意を得ます。同意後⑩として、変更計画の公告を行い、その後⑪としまして、申し出者へ結果の通知を行うという流れでございます。

この①の除外の申し出につきましては、例年甲斐市では8月の1か月間で実施をしております。

この⑪の結果の通知につきましては、年が明けて例年5月の連休明けに通知をしております。長い期間を要して検討をしています。

続きまして、資料3ページをご覧ください。こちらは甲斐農業振興地域整備計画の変更概要書となります。3の直近の整備計画書総合見直し年月日をご覧ください。毎年行う随時の見直しの他に総合見直しの公告を平成29年10月31日に行いました。この時には主に市の北部の山林・原野化が進みました山間部の農地につきまして、約46haの除外を行ったところでございます。

続きまして、6の農業振興地域整備計画の随時見直しをご説明申し上げます。①の除外申出書の受付ですが、昨年令和元年の8月1日から8月30日までを受付期間としました。②の除外件数ですが、除外の見込みがあるものとして、当初は21案件の受け付けを行ったところでございますが、受付後に申し出の取下げが2件ありまして、結果としまして

19 案件となりました。相談件数を含めると約 60 件の相談があったところでございます。

この 60 件の相談を受けまして、除外、その後の転用の見込みがある案件だけを受け付けするというしくみになっております。

続きまして、(2)の土地利用計画の総括表をご覧ください。①の農用地区域面積ということで、表の今回変更前と書かれた欄の数字が現在の甲斐市の農用地区域の面積となります。この表の中から地目畑から約 0.9ha、地目畑から約 0.7ha が除外となりまして、農用地面積と農用地区域面積が約 1.6ha 減少することとなります。

続きまして、4 ページをご覧ください。各地区の除外件数ですが、竜王地区で 3 件、敷島地区で 2 件、双葉地区で 14 件の除外申し出となります。用途別の区分といたしましては、住宅用地で 12 件、11,237.93 m²の除外、資材置場で 1 件、1,038 m²の除外、その他といたしまして、駐車場・道路等で 6 件、3,632.88 m²の除外となり、合計 19 件、15,908.81 m²が除外となります。

個別の案件の説明につきましては、次の 5 ページ、一覧がございますが、担当の依田から説明させていただきます。

【農林総務係
職員】

続きまして、個別案件の説明をさせていただきます。農林振興課農林総務係の依田です。よろしくお願ひ致します。ただいま説明をさせていただいた資料の 5 ページに申し出のあった案件の一覧表がございます。こちらと別冊、厚いカラー版の資料ですが、こちらを用いて説明させていただきます。それでは、カラー版の資料の 1 ページをご覧ください。

案件の全体位置図になります。次に 2 ページをご覧ください。先ほどの全体位置図で載せきれなかった敷島地区の案件の位置図になります。それでは、案件ごとに説明させていただきます。

3 ページをお開きください。上下 2 つの地図がございます、上は大まかな位置関係を表しまして、下は計画地を黄色で示しております。

整理番号 1 番、●●番地他 1 筆で、隣接する医院の駐車場の計画でございます、地目畑、除外後の農地種別は 3 種農地で、●●から西へ約 100m の地点に位置し、除外面積は 1,935 m²となります。

次に 4 ページをご覧ください。整理番号 2 番、●●番地で、既存資材置場の拡張の計画でございます、地目畑、除外後の農地種別は 3 種農地でございます。●●から北西約 200m の地点に位置してございまして、除外面積は 1,038 m²となります。

次に 5 ページをお開きください。整理番号 3 番、●●番地で、隣接する自動車販売店の駐車場の計画でございます、地目畑、除外後の農地

種別は3種農地でございます。●●から東へ約280mの地点に位置しまして、除外面積は425㎡となります。

次に6ページをお開きください。整理番号4番、●●番地で、個人用住宅の計画でございます。地目田、除外後の農地種別は1種農地です。1種農地でございますが、不許可の例外に該当する農地転用が可能な案件でございます。●●から北西へ約200mの地点に位置し、除外面積は496㎡となります。

次に7ページをお開きください。整理番号5番、●●番地で、建売分譲2区画の計画でございます。地目田、除外後の農地種別は3種農地です。●●から東へ約250mの地点に位置しまして、除外面積は635㎡となります。

次に8ページをお開きください。整理番号6番、●●番地他2筆で、共同住宅2棟の計画でございます。地目畑、除外後の農地種別は3種農地でございます。●●から北へ約750mの地点に位置しまして、除外面積は958㎡となります。

次に9ページをお開きください。整理番号7番、●●番地他4筆で、建売分譲9区画の計画でございます。地目田及び畑、除外後の農地種別は3種農地でございます。●●から東へ約240mの地点に位置し、事業面積は2,612㎡で、除外面積は2,533㎡となります。

次に10ページをご覧ください。整理番号8番、こちらは平成3年頃に分譲された住宅地へ進入する道路の一部の分筆線が、公図と現況で違いが生じていたものでございまして、これを是正するための計画になります。●●番地で、道路拡張の計画でございます。地目畑、除外後の農地種別は3種農地でございます。●●から北へ約700mの地点に位置しまして、除外面積は1.88㎡となります。

次に11ページをご覧ください。整理番号9番、こちらも平成3年頃に分譲された住宅地の一部の分筆線が、公図と現況で違いが生じていたものでございまして、これを是正するための計画になります。●●番地で、既存宅地の敷地拡張であり、地目畑、除外後の農地種別は3種農地でございます。●●から北へ約700mの地点に位置し、除外面積は4.65㎡となります。

次に12ページをご覧ください。整理番号10番、こちらも平成3年頃に分譲された住宅地の一部の分筆線が、公図と現況で違いが生じていたものでございまして、これを是正するための計画になります。●●番地で、既存宅地の敷地拡張でございます。地目畑、除外後の農地種別は3種農地でございます。●●から北へ約700mの地点に位置しまして、事業面積は3.96㎡で、除外面積は2.88㎡となります。

続きまして13ページをお開きください。整理番号11番、●●番地他9筆で、建売分譲15区画の計画であり、地目田及び畑、除外後の農地種別は2種農地でございます。●●から東へ約100mの地点に位置し、事業面積は3,865㎡で、除外面積は3,553㎡となります。

次に14ページをご覧ください。整理番号12番、●●番地他1筆で、建売分譲1区画の計画でございます。●●から南へ約250mの地点に位置しまして、除外面積は481㎡となります。

次に15ページをご覧ください。整理番号13番、●●番地で、個人用住宅の計画であり、地目畑、除外後の農地種別は2種農地でございます。●●から南へ約300mの地点に位置し、除外面積は392㎡となります。地図上当該地の周辺は田となっておりますが、昨年と一昨年に建売分譲として農振除外されております。当該地は分譲地の残りの一辺になります。

次に16ページをご覧ください。整理番号14番、●●番地他1筆で、用地の拡張でございます。●●から西へ約250mの地点に位置し、除外面積が1,362㎡となります。●●の敷地でございます。航空法の規定による場外飛行場としての基準を満たす必要がございます。必要空域確保のための計画になります。

次に17ページをご覧ください。整理番号15番、●●番地で、福祉施設の駐車場の計画でございます。●●から北西へ約600mの地点に位置し、除外面積が255㎡となります。

次に整理番号16番は、申請後取り下げとなっておりますので、欠番となります。

次に18ページをご覧ください。整理番号17番、●●番地で、建売分譲2区画の計画でございます。●●から北西へ約450mの地点に位置しまして、除外面積は500㎡となります。

次に19ページをご覧ください。整理番号18番、●●番地他2筆で、個人用住宅の計画でございます。●●から南東へ約400mの地点に位置しまして、除外面積は500㎡となります。

続きまして整理番号19番となるのですが、申請後取り下げとなっておりますので欠番となります。

20ページをご覧ください。整理番号20番、●●番地で、建売分譲2

区画の計画でございまして、地目田、除外後の農地種別は2種農地です。●●から西へ約350mの地点に位置しまして、事業面積は543㎡で、除外面積は246㎡となります。

最後に21ページをご覧ください。整理番号21番、●●番地で、公共事業の復旧治山事業となりまして、谷止工の設置及び保安林として整備される計画でございまして、地目畑、除外後の農地種別は1種農地となります。●●から北西へ約600mの地点に位置し、事業面積は27,976.78㎡で、除外面積は591㎡となります。こちらは、市から地元の要望書が県に出されまして、県の中北林務環境事務所が行う事業になります。

以上で個別案件の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いたします。

【議長】 担当からの説明は以上でございまして。
これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

(質問なし)

【議長】 質問がないようでございますので、本案件を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を承認することに決定致します。説明を行っていただきました担当ご苦労様でした。

以上で本日の審議はすべて終了致しました。
小宮山副会長から閉会のことばをお願い致します。

【小宮山副会長】 (あいさつ)

以上をもちまして第2回の総会を終わりたいと思います。
ご苦労様でした。

午後3時9分 閉会